

第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系・骨子の検討

資料2

第6次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画		国の方針	県、市の方向性	伊賀市の課題	第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系（案）				
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	基本方針	施策の展開	
みんなで創ろう！ いつまでも元氣な笑顔が輝く 支え合いと安心のまち	基本目標 1 住み慣れた地域で暮らし続けるために ＜基本方針＞ （１）地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 （２）医療計画との整合性の確保医療と介護の連携体制の構築 （３）高齢者の権利を守る支援の充実 （４）地域ぐるみの高齢者支援の推進 （５）高齢者福祉サービスの充実 （６）住み良いまちづくりの推進 （７）安全・安心のまちづくりの推進	【国の方針】 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント １．介護サービス基盤の計画的な整備 ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要 ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要 ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要 ② 在宅サービスの充実 ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性 ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 2．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ① 地域共生社会の実現 ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要 ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、 重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うこと も期待 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要 ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進 ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備 ③ 保険者機能の強化 ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化 3．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び 介護現場の生産性向上 ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。 ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進 ■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実 1 介護サービス基盤の計画的な整備 ○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方	【県の方針】 みえ高齢者元気・かがやきプラン＜第8期＞（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画） 基本方針 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。 具体的な取組 1 介護サービス基盤の整備 （１）介護サービス基盤の整備 2 地域包括ケアシステム推進のための支援 （１）地域包括支援センターの機能強化 （２）介護予防・生活支援サービスの充実 （３）在宅医療・介護連携の推進 3 認知症施策の推進 （１）地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組 （２）医療・介護サービスの充実と予防～「予防」の取組 4 安全安心のまちづくり （１）高齢者の社会参加 （２）高齢者にふさわしい住まいの確保 （３）権利擁護と虐待防止 （４）高齢者の安全安心 （５） 災害に対する備え （６） 感染症に対する備え 5 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保および業務効率化の取組 （１）介護人材の確保・定着 （２）介護職員等の養成および資質向上 （３）介護の担い手に関する取組 （４）業務効率化の取組 6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化 （１）介護保険制度の円滑な運営 （２）介護給付の適正化 【市の方針】 第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画 1-4 高齢者支援 高齢者が、生きがいを感じながら安心して暮らすことができる 基本事業① 保健事業と介護予防の一体的実施成果指標	1 住み慣れた地域で暮らし続けるために （１）地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 ○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として期待されることから、複合的な機能強化が必要 ○高齢者が、必要なサービスを必要なタイミングで受けることが必要。適切な情報提供や相談体制の充実が必要。 （２）医療計画との整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築 ○医療については、入院医療と在宅医療を担う医療機関との連携を強化し、在宅生活への復帰を通じて切れ目のないサービス提供が行われる体制を強化していくことが必要。また、圏域内の医療体制全体の連携状況やその課題把握、連携促進を強化するとともに、在宅医療・介護連携を推進するうえで、医療系サービス等在宅医療のニーズの把握、および在宅療養を支える地域資源を把握し、在宅医療が十分に提供できる体制強化につなげることが重要。 （３）高齢者の権利を守る支援の充実 ○認知症高齢者等、支援の必要な高齢者が増加することから、今後も制度等の利用を促進するとともに、高齢者虐待や消費者被害を未然に防止するため、幅広い世代に対し、権利擁護に関する普及啓発を行うことが必要。 ○高齢者が尊厳を保ち、安全に暮らすためには、日常生活の基盤となる住宅環境の充実、虐待防止の取り組み、権利擁護の促進が必要です。今後も、情報提供、相談体制の充実に向けた取り組みが重要 （４）地域ぐるみの高齢者支援の推進 ○見守りの必要な高齢者の方が増えている中、今後も見直しを図りながら継続して事業を実施していくとともに、高齢者を地域で日常的に見守り支えあえるネットワークを確立していくことが必要。 （５）高齢者福祉サービスの充実 ○生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用することができるよう、市民及び事業者等に対する事業の周知とともに、介護保険制度の改正を踏まえた生活支援サービス内容及びその在り方についての検討が必要。 （６）住み良いまちづくりの推進 ○住民相互のつながりを強化し、住民一人一人の参加のもとに、地域福祉の推進を基調とした福祉のまちづくりに向けて一層の力を結集していくことが必要 ○公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインなど誰もが住みやすい環境整備を推進することが必要。 （７）安全・安心のまちづくりの推進 ○高齢者を狙った架空請求等が急増しており、被害の未然防止に役立つ講座の開催や、情報提供、啓発等が必要。 ○地域での見守り体制を強化するとともに、地震などの災害時や緊急時に対応する防災・防犯対策の推進が必要。 2 住み慣れた地域で暮らし続けるために （１）介護予防・健康づくり施策の充実・推進 ○身近な場所で気軽に継続して「健康づくりや介護予防」に取り組める環境を整えること、また、介護予防に関する知識の普及と意識の向上が必要。 ○介護予防の機会として、身近な地域でのサロン活動などを増やし、 通いの場や集いの場をより一層提供していくことが必要 。 （２）就労・ボランティア活動の促進 ○高齢者が培ってきた経験や能力を活かしていくため、シルバー人材センターの機能充実や高齢者の継続雇用や就労促進の支援などが引き続き必要。 ○地域のボランティア活動や近隣住民による見守り・支え合い、生活支援サービスの提供など、高齢者を地域で支える体制を確立することが必要。 （３）生きがい活動の推進 ○社会の価値観の多様化や高齢者ニーズに応じた学習、文化活動、スポーツ等の機会の提供が必要。 ○社会環境の変化や高齢者の余暇ニーズの多様性により会員数が減少傾向にあるため、就業メニューを更に充実させるとともに、事業主体の運営の活発化が	みんなで創ろう！ いつまでも元氣な笑顔が輝く 支え合いと安心のまち	1 住み慣れた地域で暮らし続けるために	（１）地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 （２）医療計画との整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築 （３）高齢者の権利を守る支援の充実 （４）地域ぐるみの高齢者支援の推進 （５）高齢者福祉サービスの充実 （６）住み良いまちづくりの推進 （７）安全・安心のまちづくりの推進	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 包括的・重層的な支援に向けた連携体制の強化 ① 在宅医療・介護連携の推進 ② 訪問看護等の充実 ③ リハビリテーションサービス提供体制の充実 ① 高齢者虐待防止策の充実 ② 成年後見制度の利用促進 ③ 日常生活自立支援事業 ① 「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実 ② 地域ケア会議の充実 ③ 地域の事業者・団体との連携 ④ 緊急通報システムの利用推進 ① 協議体コーディネート事業 ② 介護予防・生活支援サービス事業 ③ 一般介護予防事業 ④ 配食サービス ⑤ 在宅支援サービス ⑥ 養護老人ホーム ⑦ 有料老人ホーム ① 高齢者の移動手段の確保 ② 高齢者の居住支援 ① 災害時の支援体制の整備 ② 防犯啓発の推進 ③ 災害に対する備え ④ 感染症に対する備え	
	基本目標 2 いきいきと活動するために ＜基本方針＞ （１）介護予防・健康づくり施策の充実・推進 （２）就労・ボランティア活動の促進 （３）生きがい活動の推進					2 いきいきと活動するために	（１） 健康づくり・介護予防施策の充実・推進 （２）就労・ボランティア活動の促進 （３）生きがい活動の推進	① 健康増進事業の推進 ② 生活習慣病の予防および重症化予防の推進 ③ フレイル対策、重症化予防の推進 ① 高齢者の就労・雇用支援 ② シルバー人材センターとの連携 ③ 高齢者ボランティアの促進 ① 生きがい活動の推進 ② 高齢者の自主的な活動への支援	
	基本目標 3 認知症になっても安心して暮らすために ＜基本方針＞ （１）普及啓発・本人発信支援 （２）認知症の予防の推進 （３）家族に対する支援の充実 （４）認知症バリアフリーの推進					3 認知症になっても安心して暮らすために	（１）普及啓発・本人発信支援 （２）認知症の予防の推進 （３）家族に対する支援の充実 （４）認知症バリアフリーの推進	① 認知症サポーターの養成 ② 認知症の人本人からの発信支援 ① 認知症予防につながる活動の推進 ② 早期発見・早期対応・医療体制の充実 ① 認知症の人と家族の居場所づくり ② 家族同士の支え合い（ピア活動）の推進 ③ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 ④ 地域密着型サービスの充実 ① 認知症の人とともに生きるまちづくりの推進 ② チームオレンジの構築	
	基本目標 4 介護が必要となっても安心して暮らすために					4 介護が必要となっても安心して暮らすために	（１）居宅サービスの充実	① 訪問介護 ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③ 訪問看護・介護予防訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理	

第6次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画		国の方針	県、市の方向性	伊賀市の課題	第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	基本方針	施策の展開
	＜基本方針＞ （１）居宅サービスの充実 （２）施設・居住系サービスの充実 （３）市町村特別給付の実施 （４）利用者本位のサービス提供の推進 （５）介護者支援の充実 （６）介護人材の確保と資質の向上 （７）災害や感染症対策に係る体制の整備	も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性 ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化 ○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性 ○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性 ○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進 ○ 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組 ○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等 ○ 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進 ○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進 ○高齢者虐待防止の一層の推進 ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進 ○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性 ○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備 ○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供 ○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実 ○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進 ○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保 ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備 ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性 ○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化） ○財務状況等の見える化 ○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進	要介護認定を受けていない人の割合 79.43% → 上昇 ・医療・介護のデータ分析を通して高齢者の健康管理を把握し、疾病の重症化や心身機能の低下の防止を図るために、高齢者の特性に応じたきめ細かな保健事業を効果的・効率的に実施します。 基本事業② 認知症対策 成果指標 認知症サポーター数 7,170 人→ 8,700 人 ・認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応、認知症カフェの開催、若年性認知症の人への支援等の事業を通して、総合的に認知症の人とその家族を支援します。 基本事業③ 地域自立生活支援 成果指標 緊急通報システム貸出数 163 人→ 200 人 ・市の委託事業として配達員による安否確認（見守り）を兼ねた配食サービスを実施し、高齢者の在宅生活を支援します。また、健康相談や緊急時に対応できる緊急通報システムの利用促進に努めます。 基本事業④ 介護保険サービス 成果指標 地域密着型サービス事業所数 32 か所 → 37 か所 ・居宅、施設サービス等の充実を図るとともに介護人材の確保・定着・育成を総合的に推進していきます。	求められる。 ○高齢者が様々な活動に取り組むことができる場の1つとして、老人クラブ活動への支援が必要 3 認知症になっても安心して暮らすために （１）普及啓発・本人発信支援 ○認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、地域住民や地域の支援組織、専門機関、行政と連携・協力した支援体制が必要。認知症サポーター養成講座を継続的に実施し、認知症に対する正しい知識の啓発活動を行い、その自主的な活動が認知症の人を地域全体で見守りができるよう支援していくことが重要。 （２）認知症の予防の推進 ○認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるようケアの流れを可視化し、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制の強化することが必要。 ○認知症に関する相談窓口や早期発見のためのしくみなど、当事者が不安の解消に向けた施策の充実が必要。 （３）家族に対する支援の充実 ○介護離職や高齢者虐待等に対し、地域の相互の支え合いや、介護者の不安を解消して介護離職とならないよう効果的なサービス提供、在宅介護に対する支援の充実を図ることも重要。 ○家族介護者に対して、市や医療機関など関係機関が連携して支援していくとともに、自主的な活動や情報共有などを目的としたコミュニケーションの場づくりを検討していくことが必要。 （４）認知症バリアフリーの推進 ○認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深めることが必要。 4 介護が必要となっても安心して暮らすために （１）居宅サービスの充実 ○介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏ごとにより地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要。地域密着型サービスについては、その地域での生活を24時間体制で支えるためのものであることから、必要なサービスが提供される取り組みが必要。 ○高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた居宅サービスの充実が必要。 （２）施設・居住系サービスの充実 ○定員数が利用見込人数に対し不足している施設サービスについて、必要な整備を図り、入所待機者の解消を図ることが必要。 （３）市町村特別給付の実施 ○在宅での日常生活を支援する市独自サービスは、社会状況の変化に伴い、事業の必要性やニーズなどを確認し、内容の見直しを行い進めることが必要。 （４）利用者本位のサービス提供の推進 ○利用者のニーズに応じたサービスを安定的に供給していくためには、利用見込量と供給量のバランスを見極めながら新規サービス事業者の参入を促していくことが必要 ○、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要。 （５）介護者支援の充実 ○介護者に対して、心身の負担軽減や健康管理などを支援していくことが重要。 （６）介護人材の確保と資質の向上 ○人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組むことが必要 （７）災害や感染症対策に係る体制の整備 ○感染症や災害時においても、継続的なサービス提供を維持できるよう、平時から事業所との連携体制を構築していくことが必要。また、感染症や災害時に不足することが予測される物資や人材の確保に向けて、都道府県や他市町村、関係団体との連携体制を構築することが必要。				指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 ⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修 ⑬ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】 ⑭ 夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】 ⑮ 地域密着型通所介護【地域密着型サービス】 ⑯ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護【地域密着型サービス】 ⑰ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】 ⑱ 看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】 ⑲ 居宅介護支援・介護予防支援
	（２）施設・居住系サービスの充実							① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ② 地域密着型特定施設入居者生活介護【地域密着型サービス】 ② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護【地域密着型サービス】 ④ 介護老人福祉施設 ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【地域密着型サービス】 ⑥ 介護老人保健施設 ⑦ 介護療養型医療施設・介護医療院
	（３）市町村特別給付の実施							① 市町村特別給付
	（４）利用者本位のサービス提供の推進							① 給付適正化事業 ② 介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援 ③ 介護従事者・事業所の資質向上と業務の効率化 ④ 低所得者対策
	（５）介護者支援の充実							
	（６）介護人材の確保と資質の向上							